

北区地域公共交通会議設置要綱

31北土土第1994号

令和元年10月30日区長決裁

（目的）

第1条 北区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、同法第5条に規定する計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 交通会議の事務所は、東京都北区王子本町一丁目15番22号、北区役所内に置く。

（事業）

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様の協議に関すること。
- (5) コミュニティバス等の地域公共交通の運行計画に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者で区長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 公共交通事業者等が指名する者
- (2) 道路管理者が指名する者
- (3) 公安委員会が指名する者
- (4) 交通管理者が指名する者
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 区長が指名する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認める者

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長と副会長を1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出された者を充てる。副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議決をする事項は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難い場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求める意見を聞くことができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 8 前各号の規定にかかわらず、交通会議の開催が困難であると会長が認めた場合には、書面による開催ができるものとする。
- 9 前項の規定による開催に当たっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

（協議結果の尊重義務）

第8条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（部会）

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を設置することができる。

2 部会長は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、北区の交通計画を所管する課に置き、交通会議の庶務を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

付 則（令和2年5月25日区長決裁2北土土第1206号）

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

付 則（令和4年6月10日副区長専決4北土土第4182号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和7年6月27日区長決裁7北土土第4162号）

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。